

『定款』改訂について

2022 年 3 月 23 日
一般社団法人日本中華總商會
代表理事・理事長 巖 浩

目的：

本社員總會に提議する定款改訂案は下記内容を主目的とする。

- (1) 分会の位置付け、議決権、名称と会章の使用について明確に定めること
- (2) 見做し退会の処分を設けること
- (3) 役員任期を 1 年に短縮すること

1. 分会の位置付けについて

現行定款では、分会の位置付け、その会員の身分等について曖昧な記述があり、分会の法人化も含む独立運営に適応できなくなってきた。このため、分会と本部の関係、名称会章の使用、会員会費につき明確にすることを提案したい。具体的には、

第 5 条（会員）第 1 項第 1 号に分会そのものは本会の正会員である記述を追加：

- ニ 分会正会員：本会の主導において設立する日本国内の地域華僑・華人経済団体。

第 37 条第 1 項、第 2 項の記述の修正

本会は事業と活動を活発に行うため、總會の決議により日本国内の必要な地域に分会を設置し、当該地域に於ける本会の会員によって構成される。分会は本会直属の下部組織であり、その運営に関する規程は理事会で別に定める。

→分会は本会が日本国内所定の地域における事業活動が当該地域の会員のニーズや地域の特徴をよりの確に反映するために、理事会の決議によって設置する機関である。分会はその法人格の有無にかかわらず、本会の下部組織として、その運営に関する規程は理事会で別に定める。

- 2 分会は対外的に地域の特性をより打ち出すために、日本国内においては「〇〇中華總商會」を名乗ることを可とする。

→分会は本会の直属機関として、本会理事会と別途締結する覚書に基づき、その地域名を冠した「中華總商會」の名称及び本会の会章を使用することを可とする。

第 3 項の会費についての部分を削除

- 3 「分会は同じ總會決議で定めた比率に従い、その一部を本会に上納し、残りを分会の運営に充てる。」

2. 見做し退会について

既存定款では、第 10 条第 1 項第 2 号では「会費を 1 年以上滞納した」会員を第 1 号の

「違法行為」同様に除名に処するにしているが、余りも厳しい過ぎる。一方、滞納し続けている、或いは連絡さえ付かない会員に除名以外に対処のしようがないのも事実である。このため、会費を滞納し続ける、または連絡が付かない会員に対しては、理事会の決議で「見做し退会」と処分できるように提案したい。具体的には、

第 10 条（会員資格の喪失）に事由追加

(7) 見做し退会と理事会が決議したとき

第 12 条（除名）の名称を（除名と見做し退会）に変更し、第 1 項第 2 号の滞納記述を削除

(2) 会費を 1 年以上滞納したとき（削除）

第 12 条第 3 項の記述（除名後にも会費請求）を削除、第 4 項各号と第 5 項を追加

4 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を見做し退会とする

(1) 会費を 1 年以上滞納し、再三の催促にも拘わらず納付を拒み続けるとき

(2) 会費を 1 年以上滞納し、提出された連絡先または担当者に連絡が着かないとき

(3) 無断で本会の名称、登記商標、会章を乱用し、再三の警告にも従わないとき

5 除名または見做し退会とした会員の未納会費は本会に対する債務とし、理事会がその債務の放棄決議をしない限りは消滅しない。

3. 役員任期

現行定款では、役員任期は 2 年としているが、本会事業へのコミットメントを高めるため、これを 1 年に変更し、毎年新鮮感と緊張感を持って本会の運営に励んで頂きたい。

第 25 条第 1 項と第 2 項の「2 年以内」を「1 年以内」に変更

4. その他記述の修正

第 12 条（除名）第 1 項：

～総会の決議により当該会員を除名する。

→総会に於いて総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって当該会員を除名する。

（法人法第四十九条（社員総会の決議）第 2 項に従う記述に修正）

第 45 条（定款の変更）

この定款を変更するときは、総一般会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

→この定款を変更するときは、総会に於いて総社員の議決権一般会員（法人法第四十九条（社員総会の決議）第 2 項に従う記述に修正）

第 46 条（解散）第 2 項

前項の解散の決議、その他法人法第 49 条第 2 項に掲げる事項の決議は、総一般会員の 3 分の 2 以上の同意をもって行う。

→前項の解散の決議、その他法人法第 49 条第 2 項に掲げる事項の決議は、総会に於

いて総社員の議決権の3分の2以上の同意をもって行う。(法人法第四十九条(社員総会の決議)第2項に従う記述に修正)

以上